



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

645	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 1
646	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	(")..... 3
647	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)..... 4
648	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)..... 4
649	大規模小売店舗の変更の届出	(")..... 6
650	木材業者等の登録	(林業振興課)..... 6
651	保安林の指定	(森林整備課)..... 7
652	〃	(")..... 7
653	道路の区域変更	(道路保全課)..... 8
654	道路の供用開始	(")..... 8
655	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)..... 8

告 示

和歌山県告示第645号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 東京都品川区大井1-35-3
氏名又は名称 ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山泰樹
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県海南市名高字井引51-23及び555-4並びに字上ノ川185-7
名称 ホテルルートイン海南駅前
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年5月26日から同年6月16日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第66号の3口	6	48L/回・基	許可後	9時間	通常	2.88	5.8-8.6	140	160	250	50	2	10	5,000
					最大	3.6	5.8-8.6	140	160	250	50	2	10	5,000
第66号の3ハ	1	354L	許可後	19時間	通常	0.2	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	0.25	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000

別表2

種類及び構造形式	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	
合併処理浄化槽	RC製 W6.8 × L22.18 × H4.75	99	接触ばっ気方式 + 三次処理	R4.12.29	通常	処理前	79.2	5.8-8.6	200	150	250	50	5	50	200,000
						処理後	79.2	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
					最大	処理前	99	5.8-8.6	200	150	250	50	5	50	200,000
						処理後	99	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
No.1排水口	通常	79.2	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
	最大	99	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
No.2, No.3排水口	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第646号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 東京都品川区大井1-35-3
氏名又は名称 ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山泰樹
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県海南市名高字井引51-23及び555-4並びに字上ノ川185-7
名称 ホテルルートイン海南駅前
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和5年5月26日から同年6月16日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第66号の3ロ	2	84L/回・基	許可後	9時間	通常	0.4	5.8-8.6	140	160	250	50	2	10	5,000
					最大	0.5	5.8-8.6	140	160	250	50	2	10	5,000
第66号の3ハ	174	310L	許可後	19時間	通常	34.8	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	43.5	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
第66号の3ハ	70	354L	許可後	19時間	通常	14.0	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	17.5	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000

第66号の3ハ	3	361L	許可後	19時間	通常	0.72	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	0.9	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	
合併処理浄化槽	RC製	W6.8 × L22.18 × H4.75	99	接触ばっ気方式 + 三次処理	R4.12.29	通常	処理前	79.2	5.8-8.6	200	150	250	50	5	50	200,000
						通常	処理後	79.2	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
						最大	処理前	99	5.8-8.6	200	150	250	50	5	50	200,000
						最大	処理後	99	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)
No.1排水口	通常	79.2	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
	最大	99	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
No.2, No.3排水口	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第647号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社サンライズ	日高郡みなべ町堺353-3	訪問看護	訪問看護ステーションふらっと	令和5.5.1

和歌山県告示第648号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーエバグリーン橋本店
和歌山県橋本市東家六丁目330番3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
株式会社貴翔産業 代表取締役 北畑忍
和歌山県有田郡有田川町大字小島433番地の5
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年1月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,525㎡
- 6 駐車場の収容台数
109台
- 7 駐輪場の収容台数
27台
- 8 荷さばき施設の面積
60.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
12.8㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和5年5月12日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

橋本市経済推進部産業振興課（橋本市東家一丁目1番1号）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年5月26日から同年9月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第649号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール和歌山

和歌山県和歌山市中字楠谷573番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）縦覧図書記載のとおり

（変更後）縦覧図書記載のとおり

4 変更年月日

令和5年4月1日他

5 変更する理由

小売業者の変更のため並びに小売業者の住所及び代表者の変更のため

6 届出年月日

令和5年5月11日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年5月26日から同年9月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第650号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
7015			令和 5. 4. 19	東京都中央区京橋二丁 目1番3号	株式会社巴川製紙所 代表取締役 井上善雄	木材	新宮市佐野三丁目14番 43号
7016			令和 5. 4. 24	新宮市新宮3795-3	光盛木 葛藪貴俊	木材	新宮市新宮3795-3

和歌山県告示第651号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字湯布1301、1301の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市龍神村龍神字湯布1301・1301の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字初湯川字向林1076の1、字片串1086の2、2143
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字初湯川字向林1076の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字広字五総田1099番5地先から同町大字広字五総田1082番2地先まで	旧	6.04 ） 12.38	304.62	
同上	新	6.11 ） 18.55	304.62	

和歌山県告示第654号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 御坊湯浅線

供用開始の区間 有田郡広川町大字広字五総田1099番5地先から同町大字広字五総田1082番2地先まで

供用開始の期日 令和5年5月26日

和歌山県告示第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年5月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 施行者の名称
新宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
新宮都市計画下水道事業 新宮市公共下水道（雨水公共下水道）
- 3 事業施行期間

自 令和2年11月27日

至 令和12年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし